

健康診断契約約款

（総 則）

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、業務請負契約書（以下「契約書」という。）に基づき、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の請負期間内に完了させることとし、甲は、これに対し請負代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（業務の内容）

第2条 乙が行う健康診断の業務内容は、別表1のとおりとする。

- 2 前4項の実施箇所については甲の指定する場所とする。また、請負業務の全体又は一部を完了したときは、成果物を甲の指定する箇所に提出しなければならない。
- 3 請負予定金額の算出は、計画書（別表2）の項目ごとの人員にそれぞれの契約単価を乗じて算出された額の計に100分の110を乗じた額とする。

（計画書の変更）

第3条 実施日程は、甲の定める計画書（別表2）によるものとする。ただし、計画書（別表2）により難しい場合が生じた時は、甲乙協議して変更するものとする。

（請負期間の延期）

- 第4条 乙は、契約書記載の請負期間内に請負業務を完了することができない時は、甲に対し遅滞なくその理由を詳記して期限の延長を求めなければならない。
- 2 甲は、前項の場合において、その理由が正当と認められ、かつ請負業務に支障がないと認めるときは、請負期間を延長することができる。
- 3 第1項の場合において、天災その他乙の責に帰することができない理由による場合には、甲乙協議して請負期間の延長を定めるものとする。

（受診人員及び受診場所）

第5条 各健康診断等の受診人員及び受診場所は、計画書（別表2）等のとおり予定するが、これに異動を生じても乙は異議を申し立てないものとする。

（監督職員）

- 第6条 甲（甲の指定する職員を含む。）は、監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更した時も同様とする。
- 2 監督職員は、この約款の外に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、事業の実施についての乙又は乙の現場代理人に対する指示を行うものとする。

（現場代理人）

- 第7条 乙は、現場代理人を定め、事業着手前に書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。現場代理人を変更した時も同様とする。
- 2 乙又は乙の現場代理人は、検査会場に常駐し、健診等の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 甲（甲の指定する職員を含む。）は、現場代理人がこの契約履行上著しく不適切であると認めるときは、その交替を乙に請求できる。

（完了及び検査）

- 第8条 乙は、請負業務を完了したときは、速やかに完了届に実施内訳書を添付して甲に提出しなければならない。
- 2 甲（甲の指定する職員を含む。）は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。この場合、乙は、甲が行った検査結果に対して異議を申し立てることはできないものとする。
- 3 甲は、前項の検査を完了したときは、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

- 4 乙は、第2項の検査の結果不合格となったときは、甲の指示に基づき再調査を行い、再度甲の検査を受けなければならない。この場合の検査等の取扱いについては、前3項の規定を準用する。
- 5 乙は、甲から検査に合格した旨の通知を受けたときをもって、請負業務の全部を完了したものとする。

（部分検査）

- 第9条 乙は、請負業務の一部が完了しその区分が明らかなものについては、一部完了届に当該部分に関する実施内訳書を添付して甲に提出し、当該部分の検査を甲に請求することができる。
- 2 前項の請求があった場合において、甲が適当と認めたときは、当該請求のあった日から起算して10日以内に、当該部分の検査を行わなければならない。この場合の検査手続等は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（請負代金の請求及び支払）

- 第10条 乙は、請負業務を完了して第8条の規定による検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払請求書が不適当のために乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適法な請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。
 - 3 前項（第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく請負代金の支払が遅れた場合においては、甲は支払期日の翌日から支払当日までの日数に応じ、当該請求金額に対し「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」第8条第1項の規定により決定された率に乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

（請負代金の部分払）

- 第11条 乙は、前条により算定した請負代金の毎月分を翌月10日までに部分払いを請求することができる。ただし、原則として月1回を超えてすることはできない。
- 2 乙は、甲が請負業務に支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず完済部分について請負代金を請求することができる。
 - 3 全2項の請求及びその支払については、前条の規定を準用する。

（一般的損害）

- 第12条 請負業務の完了前に生じた損害（次条第1項に規定する損害を除く。）は、乙が、その損害に係る費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

- 第13条 請負業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものに係る費用については甲が負担する。
- 2 第三者に損害を及ぼした場合その他請負業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（履行遅延の場合における損害金等）

- 第14条 乙の責に帰すべき理由で、第4条第2項の規定により請負期間を延長した場合は、甲は損害金の支払を、乙に書面により請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負金額（部分払の支払があった場合は、同請負金額を控除した額）に対し、遅延日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額とする。

（秘密の保持）

- 第15条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 乙は、前項の規定を遵守するため、誓約書を甲に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定に違反したことにより生じた損害については、乙がその責を負うものとする。

（権利義務の譲渡及び継承）

- 第16条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び請負業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承

諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第 17 条 乙は、請負業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、請負業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ、書面により甲の承諾を得なければならない。なお、再委託ができる請負業務は、原則として請負代金に占める再委託金額の割合（以下「再委託比率」という。）が 50 パーセント以内の業務とする。

3 乙は、前項の承諾を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、書面により、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承諾の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

5 乙は再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第 3 項の変更の承諾の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

7 業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再委託として第 2 項から前項までの規定は適用しない。

（甲の契約解除権及び損害賠償）

第 18 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙の責に帰すべき事由により、請負期間内又は請負期間経過後相当の期間内に請負業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（2）正当な理由なしに、請負業務に着手すべき時期を経過しても請負業務に着手しないとき。

（3）前 2 号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、天災不可抗力、その他乙の責に帰し得ない事由により乙が当該年度内に事業を完了する見込みがないと認められるときは、契約を解除することができる。

3 甲は、乙が第 15 条第 1 項に反した場合、又は請負者として不適切と判断される場合契約を解除する事ができる。

4 甲は、前 3 項の規程により契約を解除した場合において、請負業務の既済部分及び完済部分で検査に合格したものがあるときは、当該部分に対する請負金額を乙に支払うものとする。

5 乙は、第 1 項並びに第 3 項の規程により契約が解除された場合は、請負金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲の受けた損害額が違約金の額を超える場合は、甲は、その不足額を乙に請求できる。

6 前項の違約金を甲が指定する期限内に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、年利 100 分の 3 の割合で計算した金額を延滞金として合わせて納付するものとする。ただし、延滞金の額が 100 円未満であるときはこの限りではない。

7 乙は、本条により契約を解除された場合、これによって生ずる損害を賠償しなければならない。なお、納付については、前項と同様とする。

（談合等の不正行為に係る契約の解除）

第 19 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（2）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為にかかる違約金）

第 20 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、請負金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の請負金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、請負金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（紛争の解決）

第 21 条 この契約に関して紛争が生じた場合は、甲乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

（契約外事項）

第 22 条 この約款に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。